クーリング・オフとは？

《クーリング・オフ制度》

クーリング・オフ制度とは、訪問販売や電話で強引な勧誘を受けて仕方なく契約してしまった場合など、８日以内（マルチ商法では２０日以内など種類により期間は異なります。）に書面で申し込みの撤回又は契約の解除通知を出せば、その契約を無条件で白紙に戻すことができる制度です。

原則すべての商品や役務が対象ですが、不動産や金融商品など他の法律により規制がされているものや店舗販売、通信販売、乗用車、使用してしまった消耗品など、全面的又は部分的に適用除外になるものもあります。詳しくはお問い合わせください。

注意！

クーリング・オフにより契約解除ができても、事業者に返金能力がなければ、お金が返ってくるとは限りませんので、「クーリング･オフ出来るから…」などと、安易に契約をせず、慎重に内容の確認を行いましょう。

《クーリング・オフの方法》

◆ハガキ（簡易書留か特定記録郵便）または内容証明郵便で行います。

◆クレジット契約をした場合は、信販会社にも通知しましょう。

《ハガキの書き方例》

裏面　　販売会社あて

契約解除通知書
契約年月日　〇年〇月〇日
商品名　　〇〇〇
契約金額　〇〇〇〇円
担当者名　〇〇氏
　上記の契約を解除しますので、早急に商品を引き取り、支払済みの〇〇円を返金してください。

〇年〇月〇日
（契約者）住所
　　氏名

信販会社あて

契約解除通知書
契約年月日　〇年〇月〇日
商品名　　〇〇〇
契約金額　〇〇〇〇円
販売会社　〇〇株式会社〇〇営業所
販売会社住所　〇〇市〇〇町

　上記の契約を解除します。

〇年〇月〇日
（契約者）住所
　　氏名

表面

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社　代表者　様

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇信販会社　御中

※投函する前に両面をコピーして保管しておきましょう。